

令和3年度「業務改善助成金」のご案内(東京版)

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を20円以上引き上げ、機械設備導入などの取組を行った場合に、その設備投資費用の一部を助成します。

活用事例と留意点は裏面をご覧ください！

申請期限：令和4年1月31日（郵送の場合は必着）

助成金の概要

| コース区分 | 引上げ額 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | 助成対象事業場 | 助成率 |
|------------------|-------|-----------|-------|---|--|
| 20円コース | 20円以上 | 1人 | 20万円 | 以下の2つの要件を満たす中小企業の事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内（1） ・事業場規模（労働者数）100人以下 | 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 （2） |
| | | 2～3人 | 30万円 | | |
| | | 4～6人 | 50万円 | | |
| | | 7～9人 | 70万円 | | |
| | | 10人以上 | 80万円 | | |
| 30円コース | 30円以上 | 1人 | 30万円 | | |
| | | 2～3人 | 50万円 | | |
| | | 4～6人 | 70万円 | | |
| | | 7～9人 | 100万円 | | |
| | | 10人以上 | 120万円 | | |
| 45円コース (8月新設) | 45円以上 | 1人 | 45万円 | | |
| | | 2～3人 | 70万円 | | |
| | | 4～6人 | 100万円 | | |
| | | 7～9人 | 150万円 | | |
| | | 10人以上 | 180万円 | | |
| 60円コース | 60円以上 | 1人 | 60万円 | | |
| | | 2～3人 | 90万円 | | |
| | | 4～6人 | 150万円 | | |
| | | 7～9人 | 230万円 | | |
| | | 10人以上 | 300万円 | | |
| 90円コース | 90円以上 | 1人 | 90万円 | | |
| | | 2～3人 | 150万円 | | |
| | | 4～6人 | 270万円 | | |
| | | 7～9人 | 450万円 | | |
| | | 10人以上 | 600万円 | | |

特例事業場：コロナ禍の影響で前年又は前々年同期値と比較して生産量等（売上高、販売数等）が30%以上減少した事業場は10人以上の上限額の適用対象です。

- (1) 東京都最低賃金額は令和3年10月1日現在1041円ですので、雇入3か月以上で時間額**1071円以下**（月給者・日給者は時間額に換算）の労働者（試用期間で試用期間終了後に所定の昇給がある労働者、最賃特例許可労働者を除きます）が事業場に1人以上いることが申請要件です。（全員が1071円を超えている場合は申請できません。）
- (2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

「引き上げる労働者数」とは？

「引上げ前の時間額が引上げ後の事業場内最低賃金額未満」かつ「コース額以上引き上げる」労働者の人数です。雇入れ3か月未満の労働者も、これら2つの要件を満たしていれば、人数にカウントできます。

